

○学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程

平成27年3月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的研究費の管理・運営体制に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(競争的研究費)

第2条 競争的研究費とは、大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（「競争的資金」「公的研究費」とされていたものを含む）をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、競争的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって競争的研究費の運営・管理が行えるように、指導力を発揮するものとする。

4 最高管理責任者は、競争的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

5 最高管理責任者は、学内の体制変更等があった際に、競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し誓約書等の提出を求める。

6 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に関する相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者として指導力を発揮するものとし、各過程の意思決定においてその責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、防止計画推進部署と協働して具体的な「不正防止計画」を策定のうえ、最高管理責任者等の承認を受けるとともに、不正防止対策の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者)

第5条 統括管理責任者の下、競争的研究費の運営・管理について実質的な権限と責任を持つ者(コンプライアンス推進責任者)を置き、競争的資金獲得・研究推進支援委員会委員長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画推進部署において、運営・管理に係るヒヤリハット事例等、検討すべき事例が発生した際に作成される「不正防止計画(チェックリスト及びヒヤリハット報告書)」を確認し、問題点を明確にして改善案を立案し統括管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者の下、競争的研究費の運営・管理について実効的な管理監督ができる者として、また、必要に応じてコンプライアンス推進責任者を補佐できる者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、競争的資金獲得・研究推進支援委員会副委員長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 統括管理責任者の下、研究倫理の向上を目的に研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、大学院歯学研究科長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

(相談窓口)

第7条 機関内外から競争的研究費の事務処理手続きに関する相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は大学院教育研究部(場所:神奈川歯科大学横須賀キャンパス本部棟1階、連絡先:046-822-8813(内線2243)、E-Mail:kenkyo@kdu.ac.jp)に置く。

(通報窓口)

第8条 本学における不正行為等に関する通報、告発等に係る相談に対応するための通報窓口を次項のとおり設置し、通報があった際は統括管理責任者に速やかに報告するものとする。

- 2 総務部部長(場所:神奈川歯科大学横須賀キャンパス本部棟2階、連絡先:046-822-8751(内線2241)、E-Mail:soumuka@kdu.ac.jp)
- 3 中村民夫法律事務所(第三者機関)(所在地:東京都千代田区内神田2丁目11-6、連絡先:03-3252-2896、E-Mail:nakamuratamio@iaa.itkeeper.ne.jp)

(発注)

第9条 物品の発注に関する事務は大学院教育研究部にて行う。

- 2 物品の発注に関する必要な事項については、学校法人神奈川歯科大学競争的研究費発注手続要領に定めるものとする。

(物品納品検収)

第10条 競争的研究費の適正な運用を図るため、競争的研究費による購入物品に関して検収責任者を置き、納品物品を検収する検収担当者を置くものとする。

- 2 検収責任者は大学事務局総務部総務課長とし、検収担当者は大学事務局総務部総務課職員が担当する。
- 3 物品の検収に関する必要な事項については、学校法人神奈川歯科大学競争的研究費検収手続要領に定めるものとする。

(不正防止計画の推進)

第11条 競争的研究費の不正防止計画を推進するために、防止計画推進部署を置く。

- 2 防止計画推進部署は、大学院教育研究部が担当する。

(内部監査・モニタリング体制)

第12条 競争的研究費の適正な管理のため、機関全体の視点から日常的なモニタリング及び必要に応じて内部監査を行うものとする。

- 2 内部監査・モニタリングを行うため監査室を置く。
- 3 内部監査に関する必要な事項については内部監査要領に定めるものとする。

(競争的研究費の執行)

第13条 最高管理責任者は、競争的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであることを研究者及び競争的研究費の運営・管理に関わる構成員（以下「構成員」という。）に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

- 2 競争的研究費の執行に関する必要な事項については、競争的研究費執行要領に定めるものとする。

(取引業者)

第14条 取引業者との癒着による競争的研究費の不正使用を防止するため、取引業者に対し、不正使用に加担しないよう注意を促すとともに、取引件数の上位15社を上限として誓約書を徴取するものとする。誓約書については本件の趣旨に馴染まないと本学が認めた業種（成分分析、英文校正、調査等を業務としている業者への一過性の委託等）について

は除外するものとする。

- 2 不正取引に関与した業者については、一定期間の取引又は以後の取引を停止するほか、不正な利得の返還を求める。
- 3 不正取引に関与した業者への取引停止等の取扱いについては別に定める。  
(不正行為対策委員会)

第15条 本学は競争的研究費の不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

- 2 前項に掲げる事項を達成するために、最高管理責任者の下に不正行為対策委員会を置く。
- 3 不正行為対策委員会は、統括管理責任者を委員長とし、コンプライアンス推進責任者及び副責任者、研究倫理教育責任者、総務部長、競争的研究費運営・管理事務部門（大学院教育研究部及び総務部総務課）の長をもって構成し、必要に応じ最高管理責任者が指定した者を加えることとする。

(調査及び懲戒)

第16条 本学において行われる不正行為があった場合、又は疑いがあった場合は、「学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び学校法人神奈川歯科大学就業規則に基づき、調査及び懲戒を行う。

(説明会の開催)

第17条 最高管理責任者は、教職員等の競争的研究費に対する意識向上を図るために、競争的研究費に関する説明会を年1回以上開催するものとする。

(運営・管理体制の見直し)

第18条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、不正行為対策委員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部変更実施する。

この規程は、令和2年7月1日より一部変更実施する。

この規程は、令和2年9月1日より一部変更実施する。

この規程は、令和2年11月1日より一部変更実施する。

この規程は、令和3年3月1日より一部変更実施する。

この規程は、令和4年3月1日より一部変更実施する。